

環境教育インストラクター認定審査について

提出書類の審査方法と審査基準

	審査方法	審査基準
審査について	書面審査 1) 環境教育実施計画書の内容 2) 課題論文の内容 3) 環境行動経歴書の内容	1)- 目標、実践場所、対象が的確である - 支援体制、活動方法が適正である - 環境教育への意欲・熱意がある 2)- 環境教育の必要性への認識がある - 自分の問題として記述され、課題が明確である - 問題解決への熱意がある 3)- 実施経験の有効性（立場・地位・実績年数等）がある - 免許・資格等による力量証明がある
	省令第4条第2項第二号八関係	
	環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能の水準に関する基準	環境教育実施計画書、及び行動経歴書の内容が、別紙（1）を満たしていること。
	環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準	環境教育実施計画書、課題論文、及び行動経歴書の内容が、別紙（1）を満たしていること。
省令第4条第2項第二号二について	審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置	書面審査であり、この項は該当しません。

別紙（１）

省令第４条第四号口関係	
<p>環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p>	<p>環境教育実施計画書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題を広範囲かつ多角的に思考し、自分の問題として理解していること。 ・多様な対象、目的、テーマを与えられるごとに、その要求内容や水準に柔軟に適合した初歩的な環境教育プログラムを企画できること。 ・初歩的なインタープリター、ファシリテーターとして行動できること。 <p>行動経歴書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動期間の長さや継続性により、実施経験の有効性があること。 ・所属、地位、資格からみて、与えられた範囲の対象、目的、テーマを指導するに当たり、当該環境問題の本質やその対策等を専門的、かつ適切に指導することができること。 ・行動経歴からみて、与えられた範囲の対象、目的、テーマを効果的に指導するための指導者に必要な資質要素である自主性、企画力、協調性、調整力があること。 ・最低２年以上の環境教育実施経験があるか、又は環境カウンセラー全国連合会が認めた大学等で環境に係る所定の科目を履修した者であること。
<p>環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p>	<p>環境教育実施計画書、課題論文、行動経歴書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の申請条件としている「環境教育インストラクター応募資格取得セミナー」における「安全確保技能」に関する講義にもとづいた屋外および屋内での「安全確保」を盛り込んでいること。 ・環境教育の実施にあたって予想される主な危険を特定していること ・特定された危険への基本的な対策の立案・緊急体制づくり・応急措置方法が検討されていること。 ・上記を盛り込んだ環境教育プログラムを企画できること。